

会

報

社団法人 日本病理学会
 〒113-0033
 東京都文京区本郷2-40-9
 ニュー赤門ビル4F
 TEL: 03-5684-6886
 FAX: 03-5684-6936
 E-mail jsp@ma.kcom.ne.jp
 http://jsp.umin.ac.jp/

社団法人日本病理学会

第187号 平成15年(2003年)8月刊

1. 病理専門医資格の更新について

(社)日本病理学会病理専門医資格更新の本年度該当者には、学会事務局より必要書類が送付されます。本年度該当者は、第1回(1979年)認定登録者ならびに第1回(1983年)、第6回(1988年)、第11回(1993年)及び第16回(1998年)試験合格者になります。

また、上記以外で更新の手続きが遅れていた方で本年度に更新ができる準備が整った方は、事務局までご一報ください。必要書類を送付致します。

資格更新希望者は、平成15年10月31日までの間に所定の手続きをおとりください。

2. 口腔病理専門医資格の更新について

(社)日本病理学会口腔病理専門医資格更新の本年度該当者には、学会事務局より必要書類が送付されます。本年度該当者は、第1回(1989年)認定登録者ならびに第1回(1993年)、第6回(1998年)試験合格者になります。

また、上記以外で更新の手続きが遅れていた方で本年度に更新ができる準備が整った方は、事務局までご一報ください。必要書類を送付致します。

資格更新希望者は、平成15年10月31日までの間に所定の手続きをおとりください。

3. 平成16年度/17年度役員選挙について

平成16年度及び17年度役員(理事・監事)の選出のため、役員選挙管理委員会を発足した。委員は7月の常任理事会で選出され、早速に8月1日に委員会を開催して選挙実施日程等を決めた。従来より選挙方法が大幅に変わったので、会員にはこのことを留意してもらうよう選挙通知の中で補うことにした。

(1) 委員の構成

志賀淳治(委員長)、福永真治、蛇澤 晶、岡 輝明、滝本雅文(以上委員)

(2) 選挙実施予定

① 平成15年 8月29日; 理事・監事選挙投票用紙等
 発送

9月25日; 同上投票締切, 選出

② 平成15年10月 6日; 理事長選挙投票用紙等
 発送

10月25日; 同上投票締切, 選出

③ 平成15年11月20日; 総会で選任

4. 広報委員会内規及びPathology International編集長選考細則の改訂について

臨時(持回り)理事会において、「広報委員会内規」及び「Pathology International 編集長選考細則」の一部変更が承認された。今回の改訂は、「広報委員会内規」における広報委員長の選出方法を改訂し、企画委員長と広報委員長の兼務を解消したこと、また、Pathology International 編集長の選任に当たっては、公募制とし、再任以降の任期を2年と短縮したことである。新たな規定は以下のとおりである。

○ 広 報 委 員 会 内 規

(平成10年4月13日制定施行, 同11年1月7日一部改正,
 同15年7月8日一部改正)

1. 常置委員会規程に基づき、広報委員会(以下「本委員会」という)内規を定める。
2. 本委員会は、以下に掲げる事項を担当する。
 - (1) 日本病理学会会報の発行に関する事
 - (2) 病理学における各種統計の運用に関する事
 - (3) その他内外の広報活動に関する事
3. 本委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 常任理事
 - (2) 企画・広報担当理事
 - (3) 理事会で選出された理事4名
 - (4) 理事会で承認された学術評議員 若干名
4. 委員長は、理事会にて選任するものとする。
5. この内規の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1. この内規は、平成15年7月8日から施行する。

○ Pathology International 編集長選考細則

(平成10年4月13日制定施行, 同11年1月7日一部改正,
 同15年7月8日一部改正)

1. Pathology International 刊行委員会内規に基づき、

Pathology International 編集長 選考細則 を定める。

2. Pathology International 編集長 (editor) は、公募する。応募のあった編集長候補者の中から理事会にて選任するものとする。
 3. Pathology International 編集長の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、再任以降の任期は 2 年とする。
 4. Pathology International 編集長の選出は、任期の切れる前年度の秋までにこれを終了するものとする。
 5. この細則の改廃は、理事会の議決による。
- 附 則
1. この細則は、平成 15 年 7 月 8 日から施行する。

5. Pathology International 編集長 (editor) の公募について (公募のお知らせ)

2003 年 8 月

理事長 森 茂郎

日本病理学会は、Pathology International 編集長 (editor) を、本学会内規の定めにより、理事会において選任しています。

このたび、当編集長 (editor) の業務が、その適任性と重要かつ労務を要することに鑑み、これを公募制にすること、その任期を一定期間 (1 期目 4 年) 後は短縮 (2 期目以降は 2 年、ただし再任可) することとし、当該内規の改訂を行いました。

つきましては、ここに平成 16 年度以降の編集長 (editor) を募集いたします。

応募または推薦される会員は、下記の応募要領により日本病理学会事務局までその書面をお届けください。意欲ある会員の積極的な応募・推薦を期待しております。

記

1. 応募は、自他薦を問わないこと。
2. 応募者は、学術評議員である日本病理学会会員であること。
3. 応募者が自薦の場合は、氏名、所属機関、応募の要旨を、また他薦の場合は、推薦する候補者名を加えて、記載した書面 (書式は自由) を提出すること。
4. 締め切りは、平成 15 年 10 月末日とすること。

(なお、選考は平成 15 年 11 月の理事会において行います。原則として理事の投票によって選考いたします。本件についてご質問がありましたら、日本病理学会事務局までお問い合わせください。)

6. 医療訴訟鑑定人候補者推薦について

本年 4 月、最高裁判所事務総局から、「現在進行している

一件の医療訴訟のために病理医の鑑定人を学会として推薦して欲しい」という依頼がありました。常任理事会は、担当係官に来ていただいて説明を受けるなど 2ヶ月余にわたって本件を審議してきた結果、このたび、「社会への使命を果たすという観点から、日本病理学会は本件に前向きに対応する」という方針をとることにし、1名の鑑定人候補を推薦いたしました。以下に、この間の経過と主要な論点をご報告いたします。

“医療訴訟鑑定人候補者推薦について ……経過と主要な論点”

1. 平成 14 年秋

最高裁判事局より、医療訴訟について鑑定手続きを改正しつつあるのでご理解いただきたいという趣旨の手紙と、それを解説したパンフレット「これからの医療訴訟」を受け取る。具体的要請はなく、ご理解いただきたいという内容であった。

2. 平成 15 年 4 月

最高裁判所医事関係訴訟委員会 (委員長森亘先生) より、鑑定人候補者推薦依頼書と、森委員長からの手紙を受け取る。手紙は、従来の鑑定手続きに (1) 鑑定人の時間的・精神的負担が大きい、(2) 鑑定人に対して裁判所側や弁護士側から不適切な対応があったことなど、問題があったので、その改善にむけた取り組み、努力をおこなっているのをご理解いただきたいという趣旨の報告と、それを踏まえて病理学会として鑑定人候補者を選んでいただきたいという依頼であった。

3. 平成 15 年 5 月

病理学会常任理事会にてこの申し出を審議。数点の問題点 (内容は以下) が指摘され、それらがクリアされたら、前向きに対応してゆくべきであるという点で合意。

4. 同 5 月 21 日

病理学会から民事局への書簡「医事訴訟鑑定人依頼についての伺い」発送。主に以下の 4 点について問い合わせた。

- (1) 鑑定という行為が鑑定人にとって誇りと思える環境づくり、正の履歴になるような方策がどうとられているか? 謝意の表現、勤務先への配慮などについて
- (2) グループ鑑定はありうるか?
- (3) 候補者は全国的基盤から選ぶということによいか?
- (4) 鑑定人に対する報酬の算定基準。

5. 同 6 月 13 日。最高裁総務局民事局係官との会合。

- (1) 最高裁側よりの医療訴訟の現状の説明
鑑定手続・手順の改正に着手し続行中。
鑑定人選定に “学会” の協力を得たい。

これらによって医療訴訟の円滑な運用，適切な解決をめざす。

(2) 4. (平成 15 年 5 月 21 日付け) の学会からの問い合わせに対する最高裁側よりの回答

- ・依頼状の送付－勤務先へも送付可能。法律上は出廷「命令」書となる。本来の業務に支障のない範囲での活動。判決については後日，鑑定人に通知，アンケートも行う。
- ・謝金－鑑定依頼した側からの支払い。鑑定の難易度・要する時間などが費用算出の際に考慮されるが，定額制ではない。国庫からの支出はない。協力者には支払われない。立証のための実験などに対しては別途費用請求できる。
- ・鑑定について－一個人の立場で行う。守秘義務を守れば，複数の意見を聞いて鑑定しても良い。鑑定人のほかに意見人をおくこともできる。
- ・鑑定人の選定－学会による候補者推薦。地縁・人脈は避けた方が無難。鑑定人以外は匿名。

6. 同 7 月 8 日 常任理事会

上記会合の報告を受け，審議。学会としての基本的問いかけに対して対応がなされているとの判断で一致し，結論として本件に前向きに対応していくことを申し合わせた。鑑定人候補者一名を推薦した。

7. 会員のご逝去

以下の方がご逝去された。

佐々木光雄 学術評議員(平成 15 年 7 月 15 日ご逝去)

お知らせ

1. 平成 15 年度(第 25 回)沖縄研究奨励賞応募の推薦について

申込み締切り：平成 15 年 9 月 30 日

連絡先：(財)沖縄協会「沖縄研究奨励賞」担当

〒100-0013 千代田区霞ヶ関 3-6-15

グローリアビル

TEL 03-3580-0641 FAX 03-3597-5854

2. 平成 15 年度風戸研究奨励金及び風戸奨励賞の公募について

申込み締切り：平成 15 年 12 月 31 日

平成 16 年 4 月 30 日(国際会議発表分)

連絡先：(財)風戸研究奨励会事務局

〒196-8558 昭島市武蔵野 3-1-2

日本電子(株)内

TEL 042-542-2106 FAX 042-546-3353

日本病理学会認定病院の認定申請（新規）について

第26回（平成15年）の認定審査のための認定申請を下記のとおり受け付けますので、ご通知申し上げます。

記

1. 申請受付期間 平成15年10月1日より平成15年10月31日まで
2. 申請に必要な書類
日本病理学会認定病院認定申請書 1通
認定病院認定申請書資料（付．記入要領） 1通
3. 申請に必要な書類の請求・送付先
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-9 ニュー赤門ビル4F
社団法人日本病理学会事務所 TEL：03-5684-6886
FAX：03-5684-6936
E-mail：jsp@ma.kcom.ne.jp

日本病理学会登録施設確認申請（新規）について

このたび第26回（平成15年）の登録施設確認を行うにあたり、下記により確認申請を受け付けますのでご通知申し上げます。

記

1. 申請受付期間 平成15年10月1日より平成15年10月31日まで
2. 申請に必要な書類
イ) 日本病理学会登録施設確認申請書 1通
ロ) 日本病理学会登録施設被登録承諾書 1通
ハ) 登録施設確認申請書資料（付．記入要領） 1通
注意 イ) は既に研修施設として認定されている大学の病理学講座または認定病院より申請して下さい。
ロ) はこれから登録を受けようとする病院より提出して下さい。
ハ) はこれから登録を受けようとする病院の専任または非専任の病理医が記入することが望まれます。
3. 申請に必要な書類の請求・送付先
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-9 ニュー赤門ビル4F
社団法人日本病理学会事務所 TEL：03-5684-6886
FAX：03-5684-6936
E-mail：jsp@ma.kcom.ne.jp

平成 15 年度 第 2 回細胞診講習会のお知らせ

平成 15 年度の第 2 回細胞診講習会(社団法人日本病理学会, 担当: 病理専門医制度運営委員会)の日程が決まりましたのでお知らせいたします。病理専門医受験資格の要件のひとつとして細胞診に関する講習会を受講していることがあげられております。本年度以降受験予定の方で、未だ細胞診講習会を受講されていない方には受講されることをお勧めします。

受講者は、下記申し込み用紙にて学会事務局宛お申し込み下さい。なお、定員は原則として60名とさせていただきますが、60名を越える場合は下記6に示す基準に従って選定させていただきます。

1. 日 時: 平成 15 年 11 月 1 日 (土) 8:45~18:35 (第 1 日: 受付, 鏡検, 解説)
平成 15 年 11 月 2 日 (日) 9:00~15:30 (第 2 日: 鏡検, 解説)
2. 講 師: 堤 寛 (藤田保健衛生大学)
越川 卓 (愛知県立看護大学)
長坂 徹郎 (名古屋大学)
石原 明德 (松阪中央総合病院)
3. 場 所: 藤田保健衛生大学医学部 1 号館・3F 教室, 1F 実習室
(JR 名古屋駅より約 45 分)
世話人: 藤田保健衛生大学医学部・第一病理学 堤 寛
4. 受 講 料: 22,000 円 (ハンドアウト・CD-ROM 代込み)
採用通知とともに振替用紙をお送りします。
5. 申込締切: 平成 15 年 9 月 26 日 (木)
6. 受講者の選定基準: 1. 平成 16 年度病理専門医試験を受験する人
2. 平成 16 年度細胞診指導医試験を受験する人
1. 2. を優先とするが、それ以外の人の受講も配慮します。
7. 申込み先: 社団法人日本病理学会事務局
〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4F
TEL; 03-5684-6886 FAX; 03-5684-6936
8. 問い合わせ先: 藤田保健衛生大学医学部・第一病理学 (世話人: 堤 寛)
〒 470-1192 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98
TEL; 0562-93-2439, 2440 FAX; 0562-93-3063
E-mail; tsutsumi@fujita-hu.ac.jp

.....き り と り 線

日本病理学会病理専門医制度運営委員会

平成 15 年度 第 2 回細胞診講習会

申し込み用紙

氏 名: _____ 会員番号: _____
生年月日: _____年 _____月 _____日 病理専門医番号: _____ 細胞診歴
来年の日本病理学会病理専門医試験: 受験する 受験しない 未定 (有 (年))
本年の日本臨床細胞学会細胞診指導医試験: 受験する 受験しない 未定 (無)
所属機関: _____
同 所在地: _____
同電話番号: _____ FAX 番号: _____
E-mail : _____